特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	固定資産税課税事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
郡山市は、固定資産税の課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
福島県郡山市長

公表日
令和8年10月26日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税課税事務
②事務の内容	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日（毎年1月1日）における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、納税通知書を交付し課税する。 市町村は、地方税法等関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者から固定資産税に関する申告書等の受け付け確認を行う ③納税通知書、課税明細書の交付 ④固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑤固定資産課税台帳等の備付け ⑥土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑦評価調書作成 ⑧サービス検索・電子申請機能、申請管理システムによるオンラインでの申告書等の受け付け確認を行う
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	地方税法、その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産税の課税に関する電算処理を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	家屋評価・家屋調査票管理システム
②システムの機能	【概要】 固定資産税等を賦課するための家屋の評価を自動計算で行うシステム及び既存家屋調査票を必要に応じて参照・印刷することができる調査票管理システム 【内容】 ①新築・増築・改築した家屋についての、固定資産税等に係る家屋評価業務 ②家屋調査表等の課税資料の保存管理業務
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム3	
①システムの名称	地方税ポータルシステム（eLTAX）
②システムの機能	【概要】 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである このシステムでは、固定資産税（償却資産）について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである 地方税ポータルシステム（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN)を通じ、市役所専用端末で受領する
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム5	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	①情報連携テーブル格納機能 各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する機能。 ②情報連携テーブル修正機能 各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する機能。 ③情報連携テーブル参照機能 各事務システムにおいて、他事務システムの情報が必要な場合に、他事務システムの連携テーブルを参照する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民登録外システム
②システムの機能	①個人コード（住民登録外）付番、登録機能 住民登録外者に対して、本市内で利用する個人コードを付番する機能。各事務システム管理者が必要に応じ登録を行い、庁内連携システムを介して各事務システムと連携する。 ②住民登録外情報修正機能 住民登録外者に対して、必要に応じ内容の修正を行い、庁内連携システムを介して各事務システムと連携する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム7	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。各事務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 ②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 ③中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能。 ④各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　）
システム8	
①システムの名称	固定資産評価システム
②システムの機能	地方税、その他の地方税法に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産（土地・家屋）に関わる課税台帳及び地図の管理・評価を総合的に行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム9	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ e-Gov電子申請サービス、申請管理システム　）
システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	（連携サーバ） サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する（受け渡す）機能 （申請管理システム） 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能　）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法　別表24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、,125、,129、,130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	郡山市税務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
7. 他の評価実施機関	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税賦課情報ファイル
(1)固定資産税特定個人情報ファイル
1. 土地物件番号、2. 現所有宛名コード、3. 画地番号、4. 土地台帳区分、5. 土地閉鎖区分、6. 市街化区分、7. 所在大字、8. 所在符号、9. 所在本番、10. 所在枝番、11. 所在小枝番、12. 所在地番区分、13. 所在地番分割、14. 所在小字、15. 土地表示履歴番号、16. 土地権利履歴番号、17. 合併前自治体コード、18. 仮換地番号、19. 利用者予備項目、20. 土地表示異動、21. 表示受付年月日、22. 表示受付番号、23. 表示原因事由、24. 表示原因年月日、25. 登記地目コード、26. 登記地積、27. 分合筆管理番号、28. 現所有者区分、29. 共有区分、30. 土地権利異動、31. 権利受付年月日、32. 権利受付番号、33. 権利順位番号、34. 権利原因事由、35. 権利原因年月日、36. 取得事由、37. 取得年月日、38. 登記所有者、39. 登記宛名コード、40. 登記個法区分、41. 登記所有者名、42. 登記所有者住所漢字、43. 登記共有者数、44. 現所有者、45. 現所有個法区分、46. 現所有共有者数、47. 敷地権区分、48. 関連区分、49. 評価部異動情報、50. 評価異動事由、51. 評価年月日、52. 現況地目コード、53. 現況地積、54. 基準標準地区分、55. 農地区分、56. 分割数、57. 保有税区分、58. 保有税原因日、59. 農転年月日、60. 農地法条項、61. 農転目的、62. 非課税コード、63. 非課税開始年、64. 非課税終了年、65. 非課税地積、66. 近傍状況類似番号、67. 近傍価格、68. 価格通知コード、69. 価格通知年度、70. 現地調査年月日、71. 現地調査区分、72. 宅地用地地積、73. 宅地用地地積計、74. 小規模住宅地積、75. 普通住宅地積、76. 非住宅地積、77. 付番、78. 評価年度、79. 一筆評価補正率、80. 一筆評価補正事由、81. 強制入力、82. 一筆評価額、83. 対象年度、84. 軽減コード、85. 軽減率、86. 軽減率分子、87. 軽減率分母、88. 軽減開始年、89. 軽減終了年、90. 減免コード、91. 減免率、92. 減免率分子、93. 減免率分母、94. 減免開始年、95. 減免終了年、96. 減免地積、97. 適正化開始年度、98. 課標特例コード、99. 課標特例率情報、100. 課標特例率分子、101. 課標特例率分母、102. 課標特例開始年、103. 課標特例終了年、104. 前固小住課標、105. 前固普住課標、106. 前固非住課標、107. 前固定課標、108. 前都小住課標、109. 前都普住課標、110. 前都非住課標、111. 前都計課標、112. 現固小住評価、113. 現固普住評価、114. 現固非住評価、115. 現固定評価、116. 現都小住評価、117. 現都普住評価、118. 現都非住評価、119. 現都計評価、120. 固小住上昇率、121. 固普住上昇率、122. 固非住上昇率、123. 都小住上昇率、124. 都普住上昇率、125. 都非住上昇率、126. 固小住負担率、127. 固普住負担率、128. 固非住負担率、129. 都小住負担率、130. 都普住負担率、131. 都非住負担率、132. 固小住本則区分、133. 固普住本則区分、134. 固非住本則区分、135. 都小住本則区分、136. 都普住本則区分、137. 都非住本則区分、138. 固小住負水率、139. 固普住負水率、140. 固非住負水率、141. 都小住負水率、142. 都普住負水率、143. 都非住負水率、144. 本固小住課標、145. 本固普住課標、146. 本固非住課標、147. 本固定課標、148. 本都小住課標、149. 本都普住課標、150. 本都非住課標、151. 本都計課標、152. 土地固定税額、153. 土地固定軽減税額、154. 土地固定減免税額、155. 土地都計税額、156. 土地都計軽減税額、157. 土地都計減免税額、158. 下落率、159. 画地閉鎖区分、160. 家屋連動区分、161. 住宅用地按分区分、162. 画地評価異動、163. 評価異動年月日、164. 評価区分、165. 路線評価年度、166. 形状区分、167. 形状、168. 道路、169. 画地総地積、170. 画地総筆数、171. 住宅用地地積、172. 認定床面積、173. 延床面積、174. 居住部床面積、175. 10倍地積、176. 10倍超地積、177. 宅地区分、178. 住非区分、179. 住宅戸数、180. 宅地住宅率、181. 宅地一般率、182. 宅地小規模率、183. 状況類似番号、184. 方面区分1～5、185. 路線番号1～5、186. 間口距離1～5、187. 奥行距離1～5、188. 準角地区分1～5、189. 各路線用途1～5、190. 各路線価格1～5、191. 各奥行逓減1～5、192. 各奥行長大1～5、193. 各奥行短小1～5、194. 各間口狭小1～5、195. 各加算率1～5、196. 各三角地補正率1～5、197. 各評価点数1～5、198. 合計評価点数、199. 各画地補正区分、200. 各画地補正率、201. 各画地開始年度、202. 各画地終了年度、203. 各面積補正区分、204. 各補正対象面積、205. 各面積補正率、206. 各面積開始年度、207. 各面積終了年度、208. 造成費区分、209. 造成費、210. 借地奥行、211. 借地奥行補正率、212. 市街化年度、213. 38年度課税価格、214. 変動率、215. 再計算区分、216. 不整形地補正、217. 不整形補正入力区分、218. 蔭地割合、219. 適用区分、220. 想定間口距離、221. 想定奥行距離、222. 不整形補正率、223. 想定地積、224. 図上地積、225. 標準地番号、226. 比準表区分、227. 標準間口距離、228. 標準奥行距離、229. 経過補正率、230. 三角地、231. 三角地角度区分、232. 三角地角度、233. 三角地地積、234. 三角地補正率、235. 修正率、236. 各基準年度、237. 各基準年度強制入力、238. 各基準年度評価額、239. 課税年度、240. 家屋物件番号、241. 更正理由、242. 更正日、243. 課税土地評価履歴番号、244. 課税土地課標履歴番号、245. 持分分子、246. 持分分母、247. 履歴作成禁止区分、248. 課税土地台帳履歴番号、249. 課税画地履歴番号、250. 課税画地繰返部、251. 土地異動累積番号、252. 土地評価履歴番号、253. 土地課標履歴番号、254. 家屋台帳区分、255. 家屋閉鎖区分、256. 所在地、257. 棟番号、258. 区分室番号、259. マンション番号、260. 家屋表示履歴番号、261. 家屋権利履歴番号、262. 家屋評価番号、263. 現況種類コード、264. 現況構造コード、265. 現況屋根コード、266. 現況階層地上、267. 現況階層地下、268. 現況一階床面積、269. 現況一階以外床面積、270. 現況延床面積、271. 現況共用部床面積、272. 現況非居住部床面積、273. 現況居住部床面積、274. 外筆数、275. 家番本番、276. 家番枝番、277. 家番小枝番、278. 主付区分、279. 家屋番号附属家、280. 建物名称、281. 家屋表示異動、282. 種類コード1～5、283. 構造コード1～5、284. 屋根コード1～5、285. 階層地上、286. 階層地下、287. 登記床面積、288. 登記一階床面積、289. 登記一以外床面積、290. 登記延床面積、291. 登記建築年月日、292. 敷地権表示、293. 敷地権表示符号、294. 敷地権表示種類、295. 敷地権表示筆数、296. 敷地権表示割合、297. 敷地権割合分子、298. 敷地権割合分母、299. 家屋権利異動、300. 調査番号、301. 貸屋区分、302. 家屋用途コード、303. 明細種類コード1～3、304. 木非区分、305. 明細構造コード1～3、306. 明細屋根コード1～3、307. 明細階層地上、308. 明細階層地下、309. 一階床面積、310. 一階以外床面積、311. 共用部床面積、312. 非居住部床面積、313. 用途外用途1～3、314. 用途外面積1～3、315. 按分床面積、316. 非課

積、311. 共用部床面積、312. 非居住部床面積、313. 用途外用途1～3、314. 用途外面積1～3、315. 按分床面積、316. 非課税該当床面積、317. 軽減該当床面積、318. 軽減戸数、319. 家屋特例コード、320. 特例率分子、321. 特例率分母、322. 特例割合、323. 特例開始年、324. 特例終了年、325. 特例該当床面積、326. 減免割合、327. 減免該当床面積、328. 家屋当初再建、329. 当初再建年度、330. 評点数、331. 現基準年度、332. 現再建築評点数、333. 現決定価格、334. 現理論価格、335. 現上昇率、336. 現単位区分、337. 現耐用年数、338. 現経年減点補正CD、339. 現家屋経年減点補正、340. 現単価欄コード、341. 現家屋一点単価、342. 現積寒補正、343. 現損耗補正、344. 現需給事情補正、345. 現その他補正、346. 固定課標、347. 都計課標、348. 固定軽減税額、349. 都計軽減税額、350. 固定減免税額、351. 都計減免税額、352. 評価方法、353. 評価基準年、354. 評価基準区分、355. 耐震改修工事費、356. 工事費、357. 軽減抑制フラグ、358. 建築年月日、359. 建築事由、360. 滅失年月日、361. 滅失事由、362. 調査年月日、363. 調査事由、364. 原因年月日、365. 原因事由、366. 概要集計事由、367. 概要集計年月日、368. 概要集計非該当事由1～3、369. 概要集計非該当床面積1～2、370. 計算用建築年、371. 各基準年度01～10、372. 各再建築評点数01～10、373. 各決定価格01～10、374. 各理論価格01～10、375. 各上昇率01～10、376. 各単位区分01～10、377. 各耐用年数01～10、378. 各経年減点補正CD01～10、379. 各家屋経年減点補正01～10、380. 各単価欄コード01～10、381. 各家屋一点単価01～10、382. 各積寒補正01～10、383. 各損耗補正01～10、384. 各需給事情補正01～10、385. 各その他補正01～10、386. 課税家屋台帳履歴番号、387. 更正年月日、388. 課税家屋評価履歴番号、389. 家屋異動累積番号、390. 家屋評価履歴番号、391. 各再建築評点数、392. 各決定価格、393. 各理論価格、394. 各上昇率、395. 各単位区分、396. 各耐用年数、397. 各経年減点補正CD、398. 各家屋経年減点補正、399. 各単価欄コード、400. 各家屋一点単価、401. 各積寒補正、402. 各損耗補正、403. 各需給事情補正、404. 各その他補正、405. 宛名コード、406. グループコード、407. 事業所区分、408. 個人法人区分、409. 申告書発送番号、410. 発送先区分、411. 申告書受付年月日、412. 更正日付、413. 更正事由、414. 修正申告受付日1～2、415. 初回申告書発送、416. 前回申告書発送、417. 次回申告書発送、418. 発送番号配番日、419. 申告状況年度1～3、420. 申告状況区分1～3、421. 催告書発送年月日1～5、422. 催告書出力停止日、423. 配分通知区分、424. 配分通知受付日、425. 資産有無、426. 増減有無、427. 入力方法区分、428. 大規模資産有無、429. 決算月、430. 資本金、431. 事業所名、432. 屋号、433. 業種、434. 産業分類、435. 申告応答者、436. 応答者電話番号、437. 税理士等、438. 税理士電話番号、439. 資産所在地1～6、440. 資産所在地漢字1～6、441. メモ欄、442. 事業開始年月、443. 閉鎖事由、444. 閉鎖年月日、445. 抹消区分、446. 変更後宛名コード、447. 申告管理設定日、448. 資産コード採番区分、449. 資産種類、450. 資産コード、451. 閉鎖区分、452. 台帳番号、453. データ区分、454. 資産名称、455. 耐用年数、456. 取得西暦年、457. 取得月、458. 取得特例日、459. 前年度数量、460. 前年度取得価額、461. 前年度帳簿価額、462. 前年度評価額、463. 減少分数量、464. 減少分取得価額、465. 減少区分、466. 減少時期年、467. 減少時期月、468. 減少時期特例日、469. 増加率1～2、470. 増加月1～2、471. 増加時期年、472. 増加時期月、473. 本年度数量、474. 本年度取得価額、475. 本年度帳簿価額、476. 本年度評価額、477. 課税標準帳簿価額、478. 課税標準評価額、479. 課標特例軽減額、480. 特例軽減帳簿価額、481. 特例軽減評価額、482. 特例コード、483. 減免開始期、484. 減免終了期、485. 評価最低限度区分、486. 帳簿最低限度区分、487. 増加事由、488. 減少事由、489. 評価残存率、490. 帳簿残存率、491. 新規作成年月日、492. 申告年、493. 区分、494. 旧法耐用年数、495. 法新旧年度、496. 補正率、497. 償却閉鎖区分、498. 前年度帳簿価額1～10、499. 前年度評価額1～10、500. 取得価額1～10、501. 前年前取得価額1～10、502. 前年中減少価額1～10、503. 前年中取得価額1～10、504. 合計取得価額1～10、505. 算定結果1～10、506. 帳簿価額1～10、507. 評価額1～10、508. 決定価格帳簿価額1～10、509. 決定価格評価額1～10、510. 課税標準帳簿価額1～10、511. 課税標準評価額1～10、512. 特例該当課税標準1～10、513. 特例該当課標帳簿1～10、514. 特例該当課標評価1～10、515. 課標特例軽減額1～10、516. 特例軽減帳簿価額1～10、517. 特例軽減評価額1～10、518. 数量1～10、519. 特例コード1～5、520. 減免税額帳簿、521. 減免税額評価、522. 決定区分、523. 免税点区分、524. 償却課税履歴番号、525. 調定年度、526. 納税通知書番号、527. 通知書連番、528. 更正期別、529. 収納引渡区分、530. 納付方法区分、531. 納税組合番号、532. 名寄キー、533. 代表者宛名コード、534. 納管宛名コード、535. 納管個法区分、536. 市内市外区分、537. 免税点、538. 免土地、539. 免区分、540. 免家屋、541. 免償却、542. 土地集計01～10、543. 現況地目01～10、544. 現況地積01～10、545. 評価額01～10、546. 筆数01～10、547. 固定土地集計筆数、548. 固定土地集計地積、549. 固定土地評価額、550. 固定土地課税標準額、551. 固定土地減免課標、552. 固定家屋棟数1～3、553. 固定家屋床面積合計1～3、554. 固定家屋評価額1～3、555. 固定家屋課税標準額1～3、556. 固定家屋減免課標1～3、557. 償却評価額、558. 償却課税標準額、559. 償却減免課標、560. 償却不均一課標、561. 都計土地集計筆数、562. 都計土地集計地積、563. 都計土地評価額、564. 都計土地課税標準額、565. 都計土地減免課標、566. 都計家屋棟数1～3、567. 都計家屋床面積合計1～3、568. 都計家屋評価額1～3、569. 都計家屋課税標準額1～3、570. 都計家屋減免課標1～3、571. 合計固定課標、572. 合計都計課標、573. 合計固減免課標、574. 合計都減免課標、575. 算出固定－税額、576. 算出固定－土地軽減税額、577. 算出固定－土地減免税額、578. 算出固定－家屋軽減税額、579. 算出固定－家屋減免税額、580. 算出固定－償却軽減税額、581. 算出固定－償却減免税額、582. 算出固定－差引固定税額、583. 算出固定－土地猶予税額、584. 算出固定－区分算出税額、585. 算出固定－区分土地軽減税額、586. 算出固定－区分土地減免税額、587. 算出固定－区分差引税額、588. 算出都計－税額、589. 算出都計－土地軽減税額、590. 算出都計－土地減免税額、591. 算出都計－家屋軽減税額、592. 算出都計－家屋減免税額、593. 算出都計－差引都計税額、594. 算出都計－土地猶予税額、595. 算出都計－区分算出税額、596. 算出都計－区分土地軽減税額、597. 算出都計－区分土地減免税額、598. 算出都計－区分差引税額、599. 年税合計、600. 既課税額、601. 増分税額、602. 過年度累計額、603. 期割額、604. 期割1～10、605. 期割随1～4、606. 調定年月日、607. 現納期限、608. 納期限1～10、609. 納期限随1～4、610. 納期限過随、611. 登記名義人1～6、612. 納付書有無区分、613. 賦課作成区分、614. 再期割指示、615. 分割納付持分情報、616. 更正理由情報、617. 更正事由1～3、618. 賦課履歴番号、619. 共有代表宛名コード、620. 共有宛名コード、621. 代表者区分、622. 共有持分率、623. 補正按分区分、624. 名寄番号、625. 減免情報始期、626. 減免情報終期、627. 非課税開始年度、628. 非課税終了年度、629. 登記氏名、630. 登記住所、631. 共有分割元宛名コード、632. 土地更正フラグ、633. 家屋更正フラグ、634. 償却更正フラグ、635. 共有更正フラグ、636. 処理日、637. 土地処理年月日、638. 家屋処理年月日、639. 償却処理年月日、640. 更正処理状況、641. 物件番号1～2、642. 物件種類、643. 更正前履歴番号、644. 得喪区分、645. 都市計画土地1～2、646. 集計筆数1～2、647. 集計地積1～2、648. 土地評価額1～2、649. 土地課税標準額1～2、650. 土地減免課標1～2、651. 棟数1～2、652. 床面積合計1～2、653. 家屋評価額1～2、654. 家屋課税標準額1～2、655. 家屋減免課標1～2、656. 合計課税標準1～2、657. 合計都計課標1～2、658. 合計都減免課標1～2、659. 算出都計税額1～2、660. 算出減免税額1～2、661. 差引都計税額1～2、662. 更正後期割額、663. 更正前期割額、664. 納期限、665. 償却異動累積番号、666. 賦課異動累積番号、667. 年度、668. メモ区分、669. キー1～2、670. 備考1～2、671. 順位番号、672. 開始年度、673. 終了年度

(2)宛名特定個人情報ファイル
1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、

14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税課税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		固定資産（土地・家屋・償却資産）所有者
	その必要性	固定資産税の適正な課税を行うため
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	①識別情報：納税義務者を特定するために記録 ②連絡先等情報：納税通知の送付先の把握のために記録 ③業務関係情報：固定資産税を賦課決定・賦課更正するために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月1日
⑥事務担当部署		税務部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 市民課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 福島地方法務局郡山支局 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他自治体 ） [　] 民間事業者　（ ） [　] その他　（ ）
②入手方法		[○] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[○] 庁内連携システム [　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能、申請管理システム ）
③使用目的 ※		土地、家屋及び償却資産の所有者を正確に把握するため
④使用の主体	使用部署	税務部資産税課
	使用者数	[　50人以上100人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		①既存住基システム・住民登録外システムから庁内連携システムを経由して個人番号等を取得し、納税義務者情報を作成 ②地方税法第382条に基づく登記所からの通知、同法第383条に基づく償却資産の申告等により入手した情報を固定資産税課税業務に使用 ③「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等に使用
	情報の突合	納税義務者（固定資産の所有者）の確認を行うため、固定資産税システムにおける宛名情報と他機関及び情報提供ネットワークシステム等から入手した関係情報の突合を行う 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[　　委託する　　] （　　1）件	<選択肢> 1）委託する　2）委託しない
委託事項1		郡山市固定資産課税システム用情報機器等の賃貸借及び保守業務	
①委託内容		固定資産課税システム運用機器等の賃貸借及び保守	
②委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　]	<選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社福島情報処理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託しない　　]	<選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 56 ）件 [○] 移転を行っている （ 24 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第1欄に掲げる者又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年郡山市条例第81号）第4条第1項別表第1の機関（別紙1を参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1（別紙1を参照）
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2欄に掲げる事務又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1に掲げる事務（別紙1を参照）
③提供する情報	固定資産税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産の所有者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法別表の左欄に掲げる者又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年郡山市条例第81号）第4条第1項別表第1の機関（別紙2を参照）
①法令上の根拠	番号法別表又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1（別紙2を参照）
②移転先における用途	番号法別表の右欄に掲げる事務又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1に掲げる事務（別紙2を参照）
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産の所有者

⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	＜固定資産税システム、家屋評価・家屋調査表管理システム、団体内統合宛名システム、住民登録外システム、庁内連携システムにおける措置＞ ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜eLTAXシステムにおける措置＞ サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置してあり、郡山市においては当該サーバーへのアクセス権限を有する端末のみ使用している ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットホームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース内に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能、申請管理システムにおける措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・サービス検索・電子申請機能に関しては、常時施錠されたオペレーションルームにて個人番号付電子申請データを管理しており、入退室には指紋認証等の厳重な入退室管理を実施している。 ・事業者に関しては、事前に本番アクセスの申請を許可された者のみ個人番号付電子申請データベースへのアクセスを可能としている。 ・サービス検索・電子申請機能は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。
7．備考	

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人が窓口で書面を提出する際に身分証明書の提示による本人確認を行い、本人以外の情報を入手することがないように努める。 他の機関又は情報提供ネットワークシステムを通じて入手する場合も、対象者以外の情報を入手しないよう努める。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	固定資産税システムからは、固定資産税課税事務に関係のないファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。 固定資産税システムは、庁内において、共通宛名管理システム、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへの地方税関係書類を照会する場合の処理に限定する。また、税総合システムから、他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要となる情報以外の情報連携は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	固定資産税システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、共用IDは禁止している。 退職した元職員や異動した職員のアクセス権限の失効管理を行っている。 申請管理システムのIDは所属ごとに払い出しを行い、パスワードは所属内で適切に管理している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	端末PCについては、アクセス権限が付与された職員以外の不正アクセスの対策として、離席時にパスワード付きスクリーンセーバーが設定されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・随時の調査報告　・再委託の原則禁止　・個人情報保護 ・資料の適切な管理　・秘密保持契約締結　・データの廃止返却	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　再委託していない　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
―		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　]提供・移転しない
リスク:　不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	地方税法、その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条例、番号法又は個人情報保護法に基づき、認められる特定個人情報のみ、提供・移転を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜固定資産税システムの運用における措置＞ 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条及び番号法別表24に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容	①令和5年9月、委託先から派遣された当市マイナンバーカード申請窓口等の業務に従事する者が、市役所窓口において、マイナンバーカードの再申請を行った住民1名の氏名・生年月日・連絡先を私的利用目的でメモし、その後私的な連絡のやり取り及び直接面会を行ったことが令和6年3月に発覚。 ②令和6年3月、市内認可保育施設34施設と運営法人4か所の計38か所へ、令和5年度障害児保育補助金についての事務連絡を送信。その際、宛先設定のあるメールを再利用し、古い添付データ(氏名、生年月日、障害手帳の交付の有無が記載された3名分の名簿)を削除せず送信。 ③令和6年11月、市が主催する事業において、受託事業者及び再委託先事業者が、本市宛てに電子メールを送信する際、そのメールアドレスが誤っていたことが判明。このメールには、516件の個人情報が記載されたデータが添付されていた。 ④令和6年11月、市が主催する事業において、当該事業を受託した受託事業者から再委託を受けた再委託先事業者が使用する、再委託先事業者のサーバー管理事業者が使用するサーバーが、ランサムウェアの被害を受けていることが発覚。サーバー内には当該事業参加申込者の個人情報1,513件が含まれていた。 ⑤令和6年12月、3歳児健康診査精密検査の受診に係る文書を発送したところ、2件の間で文書の誤封入が発生。	
再発防止策の内容	①委託先から提出された教育実施報告の適正性を確認し、契約に基づく指示・監督の徹底。毎月1回、業務責任者が抜き打ちで個人情報の取り扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、結果を市に報告することとした。 ②原則、過去のメールの再利用を禁止し、個人情報が含まれるメールを送信する際には、送信前に内容を複数名でチェックし、実行することとした。なお、個人情報を取り扱う際の職員の意識について、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努める。 ③メールの取扱いに係る情報セキュリティ対策基準に基づいた適正な管理を徹底。 委託先に対し、原因分析を行うとともに、複数人による二重チェックを徹底するなど、適正な個人情報の取扱いを徹底するよう指導。 ④委託先事業者に対し、情報セキュリティ対策等の周知、徹底を図ることについて指導するとともに、、受託事業者、再委託先事業者に対しても情報セキュリティ対策等の安全管理措置が講ぜられていることの確認及び徹底を指導し、適正な事務処理と再発防止に努める。 ⑤文書封入時は特に慎重に確認作業を行うよう係員への注意喚起を実施。文書を送付する際の複数の職員での確認の徹底及び確認方法の手順の明文化を図る。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
―

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。 ・情報セキュリティ対策通知 ・情報セキュリティ対策遵守徹底事項カード配布 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・特定個人情報の適正な取扱いに関する研修の実施

10. その他のリスク対策
―

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号963－8601　郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課　市政情報センター　024-924-3511
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号963－8601　郡山市朝日一丁目23番7号 税務部資産税課　024－924－2091
②対応方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月28日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別紙1）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

提供先No.	提供先	法令上の根拠（項番）	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。第6条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第6条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの

提供先No.	提供先	法令上の根拠（項番）	提供先における用途
12	市町村長	37	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの
17	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの

提供先No.	提供先	法令上の根拠（項番）	提供先における用途
26	市町村長	75	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの
27	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの

提供先No.	提供先	法令上の根拠（項番）	提供先における用途
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第100条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	130	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの
47	市町村長	132	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの

提供先No.	提供先	法令上の根拠（項番）	提供先における用途
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号。)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成18年法律第1号)又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの

提供先No.	提供先	法令上の根拠（項番）	提供先における用途
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの

提供先No.	提供先	法令上の根拠（項番）	提供先における用途
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第169条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第170条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第171条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第172条で定めるもの
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第173条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第174条で定めるもの
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1に定める事務			
提供先No.	提供先	法令上の根拠（項番）	提供先における用途
73	郡山市教育委員会	15	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し実施する就学に必要な費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの
74	郡山市教育委員会	16	郡山市奨学資金給与条例（昭和42年郡山市条例第17号）による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの
75	郡山市教育委員会	17	郡山市篤志奨学資金給与条例（昭和45年郡山市条例第27号）による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの
76	郡山市教育委員会	18	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し助成する就学に必要な費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの

（別紙2） 番号法別表に定める事務

移転先No.	移転先	法令上の根拠（項番）	移転先における用途
1	保健福祉部障がい福祉課	9	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	こども部保育課		
3	こども部こども家庭課	10	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	保健所保健・感染症課	14	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	保健福祉部障がい福祉課	21	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	保健福祉部生活支援課	23	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	税務部市民税課	24	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	税務部収納課		
9	建設交通部住宅政策課	27	公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	郡山市教育委員会	40	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市民部国民健康保険課	44	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先No.	移転先	法令上の根拠（項番）	移転先における用途
12	保健福祉部障がい福祉課	51	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	建設部住宅政策課	52	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	保健福祉部保健福祉総務課	55	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、り災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	こども部子育て給付課	56	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	保健福祉部健康長寿課	61	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	こども部こども家庭課	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
18	こども部こども家庭課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	こども部こども家庭課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	保健福祉部障がい福祉課	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	保健福祉部障がい福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	こども部こども家庭課	70	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先No.	移転先	法令上の根拠（項番）	移転先における用途
23	こども部子育て給付課	81	児童手当法（昭和46年第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	保健福祉部保健福祉総務課	82の2	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
25	市民部国民健康保険課	85	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	税務部収納課		
27	保健福祉部生活支援課	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	保健福祉部介護保険課	100	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	保健所保健・感染症課	105	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	保健所健康づくり課	111	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	保健福祉部障がい福祉課	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	保健所保健・感染症課	126	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	こども部保育課	127	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1に定める事務			
移転先No.	移転先	法令上の根拠（項番）	移転先における用途
34	市民部 国民健康保険課	1	郡山市国民健康保険高額療養費貸付条例（平成19年郡山市条例第19号）による療養に要する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
35	保健福祉部 生活支援課	2	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
36	保健福祉部 障がい福祉課	3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
37	保健福祉部 障がい福祉課	4	郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第9号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
38	保健福祉部 保健所保健・感染症課		
39	保健福祉部 障がい福祉課	5	郡山市特定疾患患者福祉手当条例（昭和50年郡山市条例第13号）による特定疾患患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
40	保健福祉部 障がい福祉課	6	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する児童で第一子のものの保護者に対する利用者負担額に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
41	保健福祉部 障がい福祉課	7	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度及び中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
42	保健福祉部 地域包括ケア推進課	8	介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
43	保健福祉部 介護保険課	9	介護保険法による介護サービスに対する利用者負担額を軽減するために実施する助成に関する事務であって規則で定めるもの
44	保健福祉部 地域包括ケア推進課	10	日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活用品の購入費用の助成を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
45	こども部 こども家庭支援課	11	郡山市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第42号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
46	こども部 こども家庭支援課	12	郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年郡山市条例第15号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

47	保健福祉部 保健所保健・感染症課	13	児童福祉法第１９条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
48	こども部 保育課	14	児童福祉法第５９条の２第１項に規定する施設を利用する児童で第一子のものの保護者に対する保育料に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先1　別紙1 提供先No.8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先1　別紙1 提供先No.36	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先1　別紙1 提供先No.46	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先1　別紙1 提供先No.48	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先1　別紙1 提供先No.54	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 移転先1　別紙2 移転先No.1・2	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児は障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 移転先1　別紙2 移転先No.5	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 移転先1　別紙2 移転先No.6・7	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 移転先1　別紙2 移転先No.9	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 移転先1　別紙2 移転先No.14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和3年12月24日	Ⅱ-5 移転先1　別紙2 移転先No.16	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付若しくは療育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため

令和3年12月24日	Ⅱ-5 移転先1　別紙2 移転先No.18・19・20	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正のため
令和4年1月1日	（別添1）ファイル記録項目	「変更前（別添1）特定個人情報ファイル記録項目」のとおり	「（別添1）ファイル記録項目」のとおり	事前	システム改修のため
令和6年7月1日	Ⅰ-1 ②事務の内容	①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者からの減免申請書を受け付け確認を行う ③所有者からの非課税適用申告書を受け付け確認を行う ④納税管理人の申請・変更・不要申告を受け付け確認を行う ⑤住宅用地の申告を受け付け確認を行う ⑥被災住宅用地の申告を受け付け確認を行う ⑦東日本大震災に係る被災住宅用地の申告を受け付け確認を行う ⑧償却資産に関する申告を受け付け確認を行う ⑨納税通知書、課税明細書の交付 ⑩固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑪固定資産課税台帳等の備付け ⑫土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑬評価調書作成	①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者から固定資産税に関する申告書等の受け付け確認を行う ③納税通知書、課税明細書の交付 ④固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑤固定資産課税台帳等の備付け ⑥土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑦評価調書作成	事前	記載内容を整理したため
令和6年7月1日	Ⅰ-2 システム9、10	未記載	サービス検索・電子申請機能、申請管理システムについて追記	事前	オンライン申請開始のため
令和6年7月1日	Ⅰ-4 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の第16項	番号法第9条第1項　別表の第24の項	事後	番号法改正のため
令和6年7月1日	Ⅰ-5 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」であって主務省令で定めるもの （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれているもの	（情報照会の根拠） 主務省令第2条表の第48の項 （情報提供の根拠） 主務省令第2条表で第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項	事後	番号法改正のため
令和6年7月1日	Ⅱ-3 ②入手方法、⑤使用方法	未記載	サービス検索・電子申請機能、申請管理システムについて追記	事前	オンライン申請開始のため
令和6年7月1日	Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	別表第二の第1欄に掲げる者（別紙1を参照） 番号法第19条第7号別表第二（別紙1を参照） 別表第二の第2欄に掲げる事務（別紙1を参照）	主務省令第2条表の第1欄に掲げる者（別紙1を参照） 主務省令第2条表（別紙1を参照） 主務省令第2条表の第2欄に掲げる事務（別紙1を参照）	事後	番号法改正のため
令和6年7月1日	Ⅱ-5 移転先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	別表第一の左欄に掲げる者（別紙2を参照） 番号法第9条第1項別表第一（別紙2を参照） 別表第一の右欄に掲げる事務（別紙2を参照）	番号法第9条第1項別表の左欄に掲げる者（別紙2を参照） 番号法第9条第1項別表（別紙2を参照） 番号法第9条第1項別表の右欄に掲げる事務（別紙2を参照）	事後	番号法改正のため
令和6年7月1日	Ⅱ-5 別紙1	番号法第19条第7号別表第二に定める事務について記載（内容省略）	主務省令第2条の表に定める事務について記載（内容省略）	事後	番号法改正のため
令和6年7月1日	Ⅱ-5 別紙2	番号法第9条第1項別表第一に定める事務について記載（内容省略）	番号法第9条第1項別表に定める事務について記載（内容省略）	事後	番号法改正のため
令和6年7月1日	Ⅱ-6 保管場所	未記載	サービス検索・電子申請機能、申請管理システムについて追記	事前	オンライン申請開始のため

令和6年7月1日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	固定資産税システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、共用IDは禁止している。 退職した元職員や異動した職員のアクセス権限の失効管理を行っている。	固定資産税システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、共用IDは禁止している。 退職した元職員や異動した職員のアクセス権限の失効管理を行っている。 申請管理システムのIDは所属ごとに払い出しを行い、パスワードは所属内で適切に管理している。	事前	オンライン申請開始のため
令和7年4月1日	I-1 ②事務の概要	個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	I-2 システム3 ①システムの名称 ②システムの概要 ③他のシステムとの接続	審査システム（eLTAX） 地方税ポータルセンタ（eLTAX） 審査システム（eLTAX） [○]その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX））	地方税ポータルシステム（eLTAX） 地方税ポータルシステム（eLTAX） 市役所専用端末で受領する [　]その他（　　）	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	I-2 システム4 ③他のシステムとの接続	[　]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	I-2 システム5 ①システムの名称 ③他のシステムとの接続	共通基盤システム（庁内連携システム） [　]庁内連携システム	庁内連携システム [○]庁内連携システム	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	I-2 システム6 ①システムの名称 ②システムの概要	住民登録外（以下「住登外」と称す。）システム（宛名システム等） ①個人コード（住登外）付番、登録機能 　共通基盤システム ②住民登録外情報修正機能 　共通基盤システム	住民登録外システム ①個人コード（住民登録外）付番、登録機能 　庁内連携システム ②住民登録外情報修正機能 　庁内連携システム	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	I-2 システム7 ①システムの名称 ②システムの概要	団体内統合宛名（以下「統合宛名」という。）システム（宛名システム等）	団体内統合宛名システム	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	I-2 システム8 ②システムの機能	地方税、その他の地方税法に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産（土地・家屋）の課税に関する電算処理を行う。	地方税、その他の地方税法に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産（土地・家屋）に関わる課税台帳及び地図の管理・評価を総合的に行う。	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅰ-4 法令上の根拠	番号法　別表の第24の項	番号法　別表24の項	事後	番号法改正のため
令和7年4月1日	Ⅰ-5 ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項 （情報提供の根拠） 主務省令第2条表で第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表48の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、,125、,129、,130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173	事後	番号法改正のため
令和7年4月2日	Ⅱ-3 ②入手方法 ⑤使用方法	[○]フラッシュメモリー 共通基盤システム 当該システム	[　]フラッシュメモリー 庁内連携システム 固定資産税システム	事後	番号法改正のため

令和7年4月1日	Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第1欄に掲げる者（別紙1を参照） 番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条表（別紙1を参照） 番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2欄に掲げる事務（別紙1を参照）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第1欄に掲げる者又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月21日郡山市条例第81号）第4条第1項別表第1の機関（別紙1を参照） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月21日郡山市条例第81号）第4条第1項別表第1（別紙1を参照） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2欄に掲げる事務又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月21日郡山市条例第81号）第4条第1項別表第1に掲げる事務（別紙1を参照）	事後	番号法改正のため
令和7年4月2日	Ⅱ-5 移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項別表の左欄に掲げる者（別紙2を参照） 番号法第9条第1項別表（別紙2を参照） 番号法第9条第1項別表の右欄に掲げる事務（別紙2を参照）	番号法別表の左欄に掲げる者又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月21日郡山市条例第81号）第4条第1項別表第1の機関（別紙2を参照） 番号法別表又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月21日郡山市条例第81号）第4条第1項別表第1（別紙2を参照） 番号法別表の右欄に掲げる事務又は郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月21日郡山市条例第81号）第4条第1項別表第1に掲げる事務（別紙2を参照）	事後	番号法改正のため
令和7年4月3日	Ⅱ-6 保管場所	住登外システム、共通基盤システム	住民登録外システム、庁内連携システム	事後	番号法改正のため
令和7年4月1日	Ⅲ-1 特定個人情報ファイル名	固定資産税賦課情報ファイル	固定資産税課税情報ファイル	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	本人確認	身分証明書による本人確認	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている ・取扱者の名簿提出義務　・秘密保持契約締結 ・法令遵守の研修　・調査報告の要求	再委託していない	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅲ-5 ルールの内容及びルール遵守の確認方法 その他の措置の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条令、番号法又は個人情報保護条例に基づき、庁内で扱う情報の流出を防いでいる。 「サーバー室への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	地方税法、その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条例、番号法又は個人情報保護法に基づき、認められる特定個人情報のみ、提供・移転を行っている。	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅲ-6 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	（※2）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条及び番号法別表24に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅲ-6 リスク2：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	記載内容を整理したため

令和7年4月1日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみ行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	（削除）	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月2日	Ⅲ-7 ②過去３年間以内に、評価実施機関において、個人情報に関すRう重大事故が発生したか	［発生なし］	［発生あり］ ①令和5年9月、委託先から派遣された当市マイナンバーカード申請窓口等の業務に従事する者が、市役所窓口において、マイナンバーカードの再申請を行った住民1名の氏名・生年月日・連絡先を私的利用目的でメモし、その後私的な連絡のやり取り及び直接面会を行ったことが令和6年3月に発覚。 ②令和6年3月、市内認可保育施設34施設と運営法人4か所の計38か所へ、令和5年度障害児保育補助金についての事務連絡を送信。その際、宛先設定のあるメールを再利用し、古い添付データ（氏名、生年月日、障害手帳の交付の有無が記載された3名分の名簿）を削除せず送信。 ③令和6年11月、市が主催する事業において、受託事業者及び再委託先事業者が、本市宛てに電子メールを送信する際、そのメールアドレスが誤っていたことが判明。このメールには、516件の個人情報が記載されたデータが添付されていた。 ④令和6年11月、市が主催する事業において、当該事業を受託した受託事業者から再委託を受けた再委託先事業者が使用する、再委託先事業者のサーバー管理事業者が使用するサーバーが、ランサムウェアの被害を受けていることが発覚。サーバー内には当該事業参加申込者の個人情報1,513件が含まれていた。 ⑤令和6年12月、3歳児健康診査精密検査の受診に係る文書を発送したところ、2件の間で文書の誤封入が発生。	事後	記載内容を整理したため

			①委託先から提出された教育実施報告の適正性を確認し、契約に基づく指示・監督の徹底。毎月１回、業務責任者が抜き打ちで個人情報の取り扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、結果を市に報告することとした。 ②原則、過去のメールの再利用を禁止し、個人情報が含まれるメールを送信する際には、送信前に内容を複数名でチェックし、実行することとした。なお、個人情報を取り扱う際の職員の意識について、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努める。 ③メールの取扱いに係る情報セキュリティ対策基準に基づいた適正な管理を徹底。 委託先に対し、原因分析を行うとともに、複数人による二重チェックを徹底するなど、適正な個人情報の取扱いを徹底するよう指導。 ④委託先事業者に対し、情報セキュリティ対策等の周知、徹底を図ることについて指導するとともに、、受託事業者、再委託先事業者に対しても情報セキュリティ対策等の安全管理措置が講ぜられていることの確認及び徹底を指導し、適正な事務処理と再発防止に努める。 ⑤文書封入時は特に慎重に確認作業を行うよう係員への注意喚起を実施。文書を送付する際の複数の職員での確認の徹底及び確認方法の手順の明文化を図る。	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅲ-8 実施の有無	[　] 内部監査	[○] 内部監査	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅲ-9 具体的な方法	情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。 ・情報セキュリティ対策通知 ・情報セキュリティ対策遵守徹底事項カード配布 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発	情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。 ・情報セキュリティ対策通知 ・情報セキュリティ対策遵守徹底事項カード配布 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・特定個人情報の適正な取扱いに関する研修の実施	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅴ-1 ①実施日	平成26年12月19日	令和7年3月28日	事後	記載内容を整理したため
令和8年10月26日	Ⅰ-1 ②事務の内容	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日（毎年1月1日）における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、納税通知書を交付し課税する。 市町村は、地方税法等関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者から固定資産税に関する申告書等の受け付け確認を行う ③納税通知書、課税明細書の交付 ④固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑤固定資産課税台帳等の備付け ⑥土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑦評価調書作成	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日（毎年1月1日）における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、納税通知書を交付し課税する。 市町村は、地方税法等関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者から固定資産税に関する申告書等の受け付け確認を行う ③納税通知書、課税明細書の交付 ④固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑤固定資産課税台帳等の備付け ⑥土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑦評価調書作成 ⑧サービス検索・電子申請機能、申請管理システムによるオンラインでの申告書等の受け付け確認を行う	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンライン申請サービスへのシステム移行に伴う評価書の見直しのため
令和8年10月26日	Ⅰ-2 システム9 ③他のシステムとの接続	[○]その他 （申請管理システム）	[○]その他 （e-Gov電子申請サービス、申請管理システム）	事前	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンライン申請サービスへのシステム移行に伴う評価書の見直しのため

令和8年10月26日	Ⅱ-6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜サービス検索・電子申請機能、申請管理システムにおける措置＞ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している	＜サービス検索・電子申請機能、申請管理システムにおける措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・サービス検索・電子申請機能に関しては、常時施錠されたオペレーションルームにて個人番号付電子申請データを管理しており、入退室には指紋認証等の厳重な入退室管理を実施している。 ・事業者に関しては、事前に本番アクセスの申請を許可された者のみ個人番号付電子申請データベースへのアクセスを可能としている。 ・サービス検索・電子申請機能は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンライン申請サービスへのシステム移行に伴う評価書の見直しのため
令和8年10月26日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	本人が窓口で書面を提出する際に身分証明書の提示による本人確認を行い、本人以外の情報を入手することがないように努める。 他の機関又は情報提供ネットワークシステムを通じて入手する場合も、対象者以外の情報を入手しないよう努める。 マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	本人が窓口で書面を提出する際に身分証明書の提示による本人確認を行い、本人以外の情報を入手することがないように努める。 他の機関又は情報提供ネットワークシステムを通じて入手する場合も、対象者以外の情報を入手しないよう努める。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンライン申請サービスへのシステム移行に伴う評価書の見直しのため
令和8年10月26日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	固定資産税システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、共用IDは禁止している。 退職した元職員や異動した職員のアクセス権限の失効管理を行っている。 申請管理システムのIDは所属ごとに払い出しを行い、パスワードは所属内で適切に管理している。	固定資産税システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、共用IDは禁止している。 退職した元職員や異動した職員のアクセス権限の失効管理を行っている。 申請管理システムのIDは所属ごとに払い出しを行い、パスワードは所属内で適切に管理している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンライン申請サービスへのシステム移行に伴う評価書の見直しのため